

海外衛星放送IP伝送サービス利用権販売規約

第1章 総則

第1条(目的)

株式会社アルメックス(以下「当社」という)は、株式会社アルジー(以下「アルジー」という)が運営及び提供を行う海外衛星放送IP伝送サービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用権(以下単に「利用権」といいます)の販売に関する条件を定めることを目的として、海外衛星放送IP伝送サービス利用規約(以下「本販売規約」という)を定めます。

第2条(本サービスの提供)

当社は、本サービスの利用権の販売のみを行うものであり、本サービスの提供については、アルジーが別途定める規定または条件に基づき行われるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。

第3条(本販売規約の変更)

当社は、本サービスの契約者(第4条定義)の同意を得ることなく、本販売規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本販売規約によります。

第4条(用語の定義)

本販売規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

アルジー	本サービスの用に供することを目的として電气的設備を構築する会社
海外衛星放送IP伝送設備	海外衛星放送を受信し、国内向けに再送信できるようアルジーが構築した電气的設備及び付随する設備一式
海外衛星放送IP伝送サービス	海外衛星放送IP伝送設備を使用して提供されるサービスの総称
契約者	当社から本サービスの利用権を購入し、本サービスの提供を受ける者
契約者施設	契約者が経営及び運営、管理する宿泊施設であって、利用権の対象となる単位(1つの STB とのインラインにて接続されるテレビモニターの範囲)となるもの
セットトップボックス	本設備の一部であり、伝送された番組をデコードして視聴できるようにするための受信機(付帯する電源アダプタ、SD カード含み、以下「STB」という)
番組	アルジーが権利者から日本国内での再送信の許諾を得た海外衛星放送
初期加入料	利用権の対価の一つであり、一時金として番組ごとに必要となる費用
月額利用料	利用権の対価の一つであり、契約者施設単位で加入番組数に応じて要する月額費用
月額受信料	利用権の対価の一つであり、契約者施設単位で客室数に応じて要する月額費用
客室	宿泊者が利用する部屋で本サービスの視聴が可能となる部屋
契約番組	伝送対象番組(第16条定義)の内、契約者が申込を行い利用権の対象となった番組。
契約番組 A	伝送対象番組(第16条定義)の内、月額利用料のみの支払が毎月必要となる番組。
契約番組 B	伝送対象番組(第16条定義)の内、月額利用料と月額受信料の支払が毎月必要となる番組。

第5条(個別規定等)

当社は、契約者に対して、本販売規約のほか必要に応じて個別規定を定めるものとします。

2 個別規定は本販売規約の一部を構成します。本販売規約と個別規定が異なる場合には、個別規定が優先するものとします。

第6条(契約者に係る情報の利用)

契約者は、第11条第2項の定めに従い当社に提示した情報の全部又は一部を、当社が本サービスの提供のためにアルジー並びに当社が必要と認める第三者(以下、総じて「当社ら」という)に開示、当社らがこれを利用することを予め承諾するものとします。

第7条(契約者への通知および同意の方法)

本販売規約の変更、本サービスに関する事項、個別規定の追加、その他重要事項等の契約者への全ての通知は、当社より電子メール、書面又は、当社ホームページ上への掲示のいずれか若しくは全ての方法で行われるものとし、電子メール又は書面による場合は契約者に到達した時点、当社ホームページ上への掲示の場合は掲示した時点より、その効力が生ずるものとします。

第2章 本サービス及び販売契約

第8条(本サービスの利用)

契約者は、当社と利用権の販売契約(以下「販売契約」という)を締結することにより、アルジーに利用料金を支払うことなく本サービスを受けることができます。

第9条(本サービスの利用権の種類と対価)

本サービスの利用権の対価には、以下の種類があります。なお、月額利用料及び月額受信料を総じて「月額費用」といいます。

種類	内容
初期加入料	一時金として番組ごとに必要となる費用
月額利用料	契約者施設単位且つ加入番組数に応じて要する月額費用
月額受信料	契約者施設単位且つ客室数に応じて要する月額費用

2 本サービスの利用権には、対価のうち初期加入料の有無に関して以下のプランがあります。

プラン名	内容
プラン1	最低利用期間があり、当該期間の販売契約継続を条件に初期加入料が無料となるプラン
プラン2	最低利用期間が定められておらず、初期加入料を要するプラン

3 本サービスの番組の種類と利用権の対価の関係は以下の通りとします。

番組の種類	内容
番組A	伝送対象番組(第16条定義)の内、利用権の対価として、初期加入料及び月額利用料のみの支払を要し、月額受信料は無償とする番組
番組B	伝送対象番組(第16条定義)の内、利用権の対価として、初期加入料及び月額利用料と月額受信料の支払を要する番組。

4 前三項に記載される内容は、変更、又は終了する場合があります。かかる場合、当社はその責任を負いません。

第10条(契約の単位)

本サービスの利用権の単位は、1つの契約者施設に対して1つとします。

第11条(契約申込の条件/方法等)

本サービスの利用権の購入申込を行なうことができる者は、宿泊施設を経営及び運営、管理する法人に限ります。

2 本サービスの提供を受けるにあたり、契約者は、当社に対して当社所定の書面に、プラン、番組、インターネットサービスプロバイダから割り当てられた静的グローバルIPアドレス、その他所定の事項を記載の上申込を行うものとします。

第12条(契約申込の承諾/契約の成立)

利用権の販売契約は、契約者が前条に従って申込を行ない、当社がその内容を確認後、承諾し、STBを設置完了することによって、申込記載の内容で、申込日に遡って成立するものとします。なお、当社は、契約者が当該申込にあたって事実と異なる事項を申告した場合については責任を負わないものとします。

2 当社は、当該申込を承諾した旨を当社の定める方法により、契約者に対して通知するものとします。

3 当社は、前項の規定に係らず、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者が本販売規約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難と想定される場合
- (3) 契約者が本サービスの契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (4) 契約者が著作権及び著作隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (5) 契約者が本サービスを法又は他の法令に違反する目的で利用又は利用するおそれがあると認められる場合

4 販売契約の規定と本販売規約の規定が抵触した場合には、販売契約の規定が優先して適用されるものとします。

第13条(サービス開始日)

本サービスの開始日は、契約者施設で本サービスの提供を開始するためにSTBが設置され契約者による動作確認が完了した日とします。

第14条(期間)

販売契約の有効期間は、販売契約成立の日から販売契約が終了するまでとします。

2 第9条第2項に定める最低利用期間は、サービス開始日の属する月の翌月1日から起算して12か月間とします。

第 15 条 (STB)

当社は、販売契約期間中、契約者に対し、本サービスの提供を受けるために必要なアプリケーションがインストールされたセットトップボックス(付帯する電源アダプタ、SD カードを含み、以下合わせて「STB」という)を無償で貸与するものとします。なお、貸与されたSTB(その付帯品を含む)を紛失、破損等した場合、契約者は、別表2に定めるSTB費用を当社の請求に従い支払うものとします。

2 契約者は、本サービスの販売契約が終了したときは、STBを当社らに返却するものとします。

3 契約者がSTBを当該期限内に返却しない場合、契約者は、当該個別契約に定める月額費用に相当する額を、最大1ヶ月分を上限として、返却されるまでに要した日数に応じて遅延損害金として当社の請求に従って支払うことに同意するものとする。なお、契約者が返却期限を1ヶ月を超えて返却しない場合、当社はこれを紛失とみなすものとし、第1項なお書以下を準用するものとする。

第 16 条 (伝送対象番組)

利用権の対象となる番組は、別表1〔伝送番組一覧〕に記載する番組(以下「伝送対象番組」という)とします。

2 当社は別表1〔伝送番組一覧〕の内容に変更が生じた場合には、変更を反映させた〔伝送番組一覧〕を速やかに契約者に通知するものとします。

第 17 条 (契約番組の制限/変更)

契約者は、販売契約期間中、本サービスの経過期間に係らず、契約番組Aのうち視聴している番組の1つを、月額費用の変更なく、第16条で定義した伝送番組一覧の契約番組Aの他の番組の1つに変更できるものとします。なお、その際、契約者は、変更を希望する3営業日(当社の営業日をいう。)前までに当社所定の書式により申し出を行うものとし、この場合、当社が別途定める番組変更手数料を当社の請求に従って支払うものとします。

2 契約者は、販売契約期間中、契約番組Bの利用において契約番組を変更するときは、月額費用については変更の前後によって日割計算を行わず、変更日の属する月の翌月から変更後の額とすることに同意するものとします。なお、変更の方法及び番組変更手数料については、前項の定めを準用するものとします。

第 18 条 (その他契約内容の変更)

契約者は、第11条の規定に従って当社所定の書面で申し出を行うことにより、締結済みの販売契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条の規定に準じて取り扱います。

3 契約者による申し出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第 19 条 (契約者が行う契約の解約)

契約者は、販売契約の全部又は一部を解約しようとするときは、契約解除希望の旨を当社所定の書面に記入してこれを当社に提出することにより、当該書面提出日の翌日が属する月の翌々月末日をもって本サービスの販売契約を解約することができます。

2 プラン1の契約者は、最低利用間内で販売契約の全部、又は一部を解約するときは、販売契約を解約する番組ごと、残余の期間に応じた月額利用料相当額(当該販売契約において番組数が複数存在する場合は、解約日の属する月の月額利用料の額を番組数で除した額に当該解約する番組数を乗じた額を基準として残余の期間に応じて算出した額)及び残余の期間に応じた月額受信料相当額を、契約解除手数料として当社の請求に従って支払うものとします。

3 契約者は、販売契約に係るすべての金銭的債務を、当該解約の承認を受けた日の属する月の月末までに清算するものとします。

4 本条第1項の場合においては、その利用中に生じた契約者の債務は、本サービスの解約後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

5 本条第1項に基づき契約者が本サービスに関する契約を解約し、再度当社と本サービスに関する契約を締結する場合においては、解約前に結んでいた契約とは別の新たな契約として扱います。

第 20 条 (当社が行う契約の解除等)

当社は、契約者が次の号のいずれかに該当する場合には、その契約者に事前に何ら通知することなく、且つ何らの責任を負うことなく、販売契約を解除又は利用権の一時停止を行うことができるものとします。

(1) 契約者が本販売規約または販売契約に違反した場合

(2) 契約者が月額費用等、料金の支払を怠った場合

(3) 契約者が当社に申告した内容に関して、虚偽が含まれることが判明した場合

(4) 契約者が当社の権利、又は利益を損なう行為を行ったことがあると認められる場合

(5) 契約者が本サービスを法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合

(6) 第三者から差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分等の申立てを受け若しくは競売、破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき

- (7)営業の廃止若しくは重大なる変更、又は解散の決議をなしたとき
 - (8)手形若しくは小切手の不渡りを出したとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 2 前項に定める解除は、契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第3章 料金等

第21条(初期加入料)

契約者は、販売契約に定めるところにより、初期加入料の支払いを要します。

- 2 プラン1の契約者は、サービス開始日の属する月の翌月から起算して1年間の最低利用期間を条件に初期加入料の支払が免除されます。なお、最低利用期間内で利用解約があったときは、第19条2項に従うものとします。

第22条(月額費用)

契約者は、サービス開始日の属する月の翌月1日から起算して販売契約の解除日(第19条1項定義)までの期間について、販売契約に定めるところにより、月額費用の支払を要します。

- 2 販売契約が解約されない限り、本サービスの利用の有無に係らず、契約者は本条の規定による月額費用を含む本サービスに係るすべての料金を当社に支払う義務があります。
- 3 月額費用については、日割り計算はいたしません。
- 4 前条及び本条に定める初期加入料及び月額費用に係る消費税等の税率は、当該初期加入料及び月額費用の発生基準日の税率を適用するものとします。

第4章 その他

第23条(契約者の義務)

契約者は、当社に届出た契約者情報に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で当社に対して契約者情報変更の届出を行うものとします。

第24条(反社会勢力に対する表明保証)

契約者は、販売契約締結時及び締結後において、自ら暴力団、又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

- 2 契約者が次の各号の何れかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく販売契約を解除することができるものとします。

- (1)反社会的勢力に属していること
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3)反社会的勢力を利用していること
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5)反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有していること
- (6)自ら、又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと

- 3 前項の各号の何れかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第25条(一般条項)

本販売規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本販売規約若しくは本サービスに関する紛争、又は本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所、又は東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。

- 2 本販売規約の何れかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効、又は実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引続き有効且つ実施可能とします。

- 3 本販売規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。

<全25条>

別表1〔伝送番組一覧〕

管理番号	番組名	国名	月額受信料の有無	事前制限
104	Thai TV GLOBAL NETWORK	タイ	無	
105	Channel NewsAsia	シンガポール	無	放送停止時間帯 毎週土曜日 20:29～21:31 毎週日曜日 01:29～02:31 毎週日曜日 13:59～15:01
106	ABC Australia	オーストラリア	無	2018/7/1 より名称変更 (旧名称:Australia plus)
107	Voice of America	アメリカ	無	
108	Channel One	ロシア	無	
109	France 24	フランス	無	
110	CTI 中天電視	台湾	無	2107/12/22 より配信
111	i24NEWS	イスラエル	無	
112	VTV4	ベトナム	無	
113	LOTUS TV	マカオ	無	
114	NHK WORLD	日本	無	2019/3/11 より配信
201	TV5 MONDE	フランス	有	
202	RAI	イタリア	有	
203	Al Jazeera	カタール	有	
205	CNBC Asia	シンガポール	有	
206	Deutsche Welle	ドイツ	有	
209	BloomBerg	アメリカ	有	
210	シンコン・インターナショナル	中国	有	
211	チャンネルV	中国	有	
212	CCTV 大富	中国	有	
213	フェニックステレビ(鳳凰宮衛視)	中国	有	
214	YTN WORLD	韓国	有	2017/10/1 より契約番組 B へ変更
215	NewTV 総合(CCTV①総合)	中国	有	2019/3/11 より配信
216	CCTV④国際(アジア版)	中国	有	2019/3/11 より配信
217	NewTV 新聞(CCTV⑬新聞)	中国	有	2019/3/11 より配信

別表 2〔STB 費用〕

適用	紛失等手数料
STB 本体(内蔵 SD カード含む)	30,000 円(消費税別)
AC アダプタ	2,500 円(消費税別)

附則

- ・本販売規約は、2015 年 11 月 1 日から実施するものとします。
- ・本販売規約は、2016 年 12 月 1 日から実施するものとします。
- ・本販売規約は、2017 年 5 月 1 日から実施するものとします。
- ・本販売規約は、2017 年 10 月 1 日から実施するものとします。
- ・本販売規約は、2017 年 12 月 22 日から実施するものとします。
- ・本販売規約は、2018 年 7 月 1 日から実施するものとします。
- ・本販売規約は、2019 年 3 月 11 日から実施するものとします。

海外衛星放送IP伝送サービス利用規約

第1条(海外衛星放送IP伝送サービス)

株式会社アルジー(以下「当社」といいます)は、海外衛星放送IP伝送サービス利用規約(以下「本利用規約」という)を定め、これに基づき海外衛星放送IP伝送サービス(以下「本サービス」という)を提供します。

第2条(本利用規約の変更)

当社は、本サービスの利用者(第3条定義)の同意を得ることなく、本利用規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本利用規約によります。

第3条(用語の定義)

本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

海外衛星放送IP伝送設備	海外衛星放送を受信し、国内向けに再送信できるよう当社が構築した電气的設備及び付随する設備一式
海外衛星放送IP伝送サービス	海外衛星放送IP伝送設備を使用して提供されるサービスの総称
利用者	本サービスを利用する者
利用者施設	利用者が経営及び運営、管理する宿泊施設
セットトップボックス	本設備の一部であり、伝送された番組をデコードして視聴できるようにするための受信機(付帯する電源アダプタ、SDカードを含み、以下「STB」という)
利用アクセス回線	本サービスの利用に必要となる利用者が準備する電気通信サービス(インターネット回線)
番組	当社が権利者から日本国内での再送信の許諾を得た海外衛星放送
客室	宿泊者が利用する部屋で本サービスの視聴が可能となる部屋
契約番組	伝送対象番組の内、利用者が申込した番組。
契約番組 A	伝送対象番組の内、利用者が申込した番組で月額利用料のみの支払が毎月必要となる番組。
契約番組 B	伝送対象番組の内、利用者が申込した番組で月額利用料と月額受信料の支払が毎月必要となる番組。

第4条(本サービスの利用)

利用者は、海外衛星放送IP伝送設備及びSTBを利用することによって、海外衛星放送IP伝送サービスを利用することができます。

2 利用者は、本サービスの利用にあたり、ベストエフォート 100Mbps 以上の利用アクセス回線、インターネットサービスプロバイダ(以下「ISP」という)、その他当社が推奨する環境を自らの責任と費用負担にて用意するものとします。

第5条(STB)

本サービスの提供を受けるために必要なアプリケーション(以下「本アプリケーション」という)がインストールされたSTB(付帯する電源アダプタ、SDカードを含み、以下合わせて「STB」という)は、当社又は当社の指定する者から利用者へ貸与されるものとします。

2 利用者は、当社が所有するSTBの設置を承諾するものとし、必要な電力を供給するものとします。

3 利用者は、STBの設置を確認した旨の受領書(以下「STBレンタル受領書」という)を、発行することとします。

- 4 利用者は、当社、又は当社が指定した者が、STBの設置及び稼働状況等の点検、又は調査することを求めたときは、当社に協力しなければならないものとします。
- 5 利用者は、STBの保管、使用にあたり善良なる使用者としての注意義務をもって使用するものとします。
- 6 利用者の故意、又は過失と認められるSTBの故障、不具合、紛失、滅失、盗難、棄損の場合には、STBの修理、代替品の用意等、かかる費用はすべて利用者の負担とします。
- 7 利用者は、本サービスを解約するときは、STBを当社に返却するものとします。
- 8 利用者は、STBの利用において、次に掲げる禁止事項について同意するものとします。
 - (1)STBを他の不動産、又は動産に付着されること
 - (2)STBの改造、加工等によりその現状を変更すること
 - (3)STBを第三者に転貸すること
 - (4)STBの占有を移転し、又はSTBを移動すること
 - (5)本アプリケーションの全部、又は一部を複製すること
 - (6)本アプリケーションを改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングすること
 - (7)有償無償問わず、第三者に本アプリケーションの全部、又は一部を譲渡若しくはその再使用权を設定し、又は第三者に複製、使用させること

第6条(利用停止)

当社は、利用者が次の号のいずれかに該当する場合には、その利用者に事前に何ら通知することなく、且つ何らの責任を負うことなく、利用者に対する本サービスの利用を停止できるものとします。

- (1)利用者が本利用規約に違反した場合
 - (2)利用者が当社に申告した内容に関して、虚偽が含まれることが判明した場合
 - (3)利用者が当社の権利、又は利益を損なう行為を行ったことがあると認められる場合
 - (4)利用者が本サービスを法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
- 2 当社は、利用者に対して、5ヶ月前までに当社ホームページまたは個別に通知する方法で予告することをもって、本サービスの提供又は、伝送対象番組の内、いずれかの番組の提供を終了することがあります。その場合、当社は利用者、又は第三者に対していかなる責任も負いません。

第7条(利用の一時中断等)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、利用者の同意を得ることなく、本サービスの一部若しくは全部の利用を一時中断、又は一時停止することがあります。

- (1)本サービスを提供する設備の定期的な若しくは緊急な保守、又は更新を行う場合
 - (2)本サービスを提供する設備の工事上やむを得ない場合
 - (3)設備の故障、又は火災、停電、天災、気象等の不可抗力により、本サービスの提供が困難になった場合
 - (4)運用上、又は技術上、当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
 - (5)その他、本サービスを提供できない合理的事由が生じた場合
- 2 本サービスの一時的な中断、又は一時停止に関して、当社は利用者、又は第三者に対していかなる責任も負いません。

第8条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、本

サービスの利用に係る料金又はその利用権の対価の支払を免除します。

第9条(免責)

当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責を負いません。

- (1)通信衛星本体の事故
- (2)天災、事変、火災、停電及びその他気象により起因する障害
- (3)番組制作者、又は番組管理者による番組放送の終了、又は停止
- (4)当社の責に帰さない事由により生じた本サービスの停止
- (5)利用者が準備した利用アクセス回線に起因する障害
- (6)当社が推奨する設置環境以外の方法で本サービスを利用したことによる障害
- (7)当社は、本サービス及び本サービスを通じて利用者、又は第三者が取得した情報等の利用結果についてのいかなる保証も行わず、また損害賠償も行いません。
- (8)当社は、本サービスの提供、遅延、変更、中断、中止、停止若しくは廃止、又はその他本サービスの提供に関連して発生した利用者、又は第三者の損害について一切の責任を負わないものとします。

第10条(利用者の義務)

利用者は、利用アクセス回線、変調器、混合器等の各種機器、並びにテレビジョン装置等の設置、利用に必要となる設備及びその設置場所、電力等については、利用者の費用負担において用意するものとします。

- 2 利用者は、契約番組Aについては利用者施設を利用する者に対して有償で再提供してはならないものとします。
- 3 利用者は、契約番組Bについては客室においてのみ本サービスを利用するものとします。

第11条(権利の帰属)

本サービス上で提供されるすべてのコンテンツ(文字テキスト、ソフトウェア、音楽、音声、静止画、動画、グラフィックス、その他の素材等をいいます)に係る著作権、著作者人格権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、又はその他の一切の権利は、当社、又は当該権利者に帰属します。利用者は、コンテンツについて複製、頒布、送信、派生物の作成、その他の二次利用を行ない、又は第三者に転許諾を行うことはできません。

第12条(一般条項)

本利用規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本利用規約若しくは本サービスに関する紛争、又は本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所、又は東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。

- 2 本利用規約の何れかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効、又は実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引続き有効且つ実施可能とします。
- 3 本利用規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を利用者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。

以下余白